

愛南町海業実装推進委託業務仕様書

1 業務名

「愛南町海業実装推進委託業務」

2 請負期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日(月)まで

3 業務の概要

本町は、四国一の水揚げを誇るカツオ一本釣り漁や、マダイやブリ等の魚類養殖、アコヤガイ（真珠）やカキなどの貝類養殖が盛んな全国有数の水産基地である。また、水産業から生み出される総生産額は町内の約3割を占め、水産関連就業者数も約1割を超えるなど、水産業は町にとってなくてはならない基幹産業である。

一方で、町人口に比例して漁業就業人口の減少が進んでいること、都市部に進学した若者の回帰率の低迷、加速的に衰退が進んでいる状況である。

この現状を打開するため、令和5年4月に新設された海業推進室を中心に、令和5年3月に水産庁から選定された「海業振興モデル地区」として、水産業と食、自然という本町の強みを活用した海業を展開し、地域活性化に向けた切り札として取り組んでいるところである。

そこで、本業務では愛南町の海業の取組を確実なものとするべく、令和6年3月に策定したランドデザインの実効性を高めるとともに、海業の新たな展開を模索するため、令和6年4月に施行された漁港漁場整備法の制度も活用した取組を実施する。これにより、水産業に立脚した過疎地域の海業モデル地区として、地場水産物の消費拡大と所得の向上、雇用の増大による地域の活性化と持続性の向上を図るものである。

4 請負業務の内容

(1) 愛南町海業ランドデザインの実装及び改善

①ランドデザインに位置付けられる海業の取組や事業（※）の事業性評価・分析

（※）社会実験的な内容を含み、随時の提案に対する助言を含む。

②新たな海業案件の発掘・事業化と実行可能性調査を行うためのヒアリング、アンケート調査等の実施

③愛南町海業推進会議等の関連会議への参画、ワークショップ運営支援

愛南町海業推進会議における話題提供や資料作成支援、運営への助言の実施や、新たな海業案件に係る関係者ワークショップ等の運営支援

(2) 漁港施設等活用推進計画の策定支援

改正法に規定される漁港施設等活用推進計画について、水産業関係者へのヒアリン

グ調査やアンケート調査等を実施するとともに、検討会の参画、計画立案時及び立案後の技術的助言や主に在京の関係事業者・団体等とのコミュニケーションの窓口を担う。また、漁港水面施設運営権の設定についても並行して検討する。

5 成果品

- (1) 報告書及び調査データ 3部
- (2) 報告書及び調査データの電子情報(CDR 又は DVD-R) 1部

*作成にあたっては、図、表などを使用し、読みやすくわかりやすい表現に努めること。

6 納品場所

愛南町役場水産課海業推進室

7 業務の実施

請負業務の実施に当たっては、愛南町と必要な協議打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

8 成果品の所属等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務で作成された報告書、データに関する著作権については、原則として町に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の問題等が生じた場合は、当該問題等の原因が専ら町の責めに帰する場合を除き、本業務の受託者が自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、町は、係る問題等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

9 成果品の保障

本請負業務に伴うすべての納入物について、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、この処置に要する費用は受注者の負担とする。

10 業務の再委託

- (1) 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、当該業務に係る業務遂行能力を有する者を受託者の責任において選定することとし、再委託して処理する内容、再委託の理由、再委託先の業者の名称、再委託業者において取り扱う情報、従事者の氏名及び経歴その他再委託先に対する安全性及び信頼性を確保する対策並

びに管理及び監督の方法等を明記した書面を事前に提出し、町の承認を得なければならない。

- (3) 受託者は、前項により再委託を行う場合には、受託者が町に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の業者に対しても、次項の「11 機密保持」に規定する事項等について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。
- (4) 再委託先は、「11 機密保持」について、受託者と同様の義務を負うものとする。
- (5) 受託者が再委託先の事業者の本業務を実施させる場合は、すべて受託者の責任と負担において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

11 機密保持

- (1) 受託者は、その役職員その他業務に従事する者、又は従事していた者は、本業務の実施に際して知り得た町の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。受託者は、町から提供された個人情報及び知り得た個人情報について、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び「愛南町個人情報保護条例(平成 17 年愛南町条例第 34 号)」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。
- (2) 受託者は、町から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受託者が作成する情報については、町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、「愛南町情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて町の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、町から提供された要機密情報が業務完了等により不要になった場合には、確実に返却又は破棄すること。また、本業務において受託者が作成した情報についても、町からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 履行期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た機密情報及び個人情報を漏らさないこと。

12 その他

本仕様書に明記されていない事項については、町と協議のうえ、指示又は承認を受けるものとし、一方的解釈によってはならない。